

# 平成30年度県立相模原中等教育学校 不祥事ゼロプログラム

県立相模原中等教育学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり平成30年度不祥事ゼロプログラムを定める。

## 1 プログラムの実施について

- (1) 県立相模原中等教育学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者を校長とし、プログラム全体を統括する。
- (2) 副校長、教頭、事務長及び総括教諭は校長を補佐する。
- (3) 事故・不祥事ゼロプログラムに向けた取組みの重点目標を「成績処理・入学者決定業務・不適切な指導の防止」とする。

## 2 目標及び行動計画

### (1) 法令遵守意識の向上

#### ア 目標

生徒・保護者の信頼に応える教育を目指し、教育公務員としての責任を自覚し、法令遵守意識の向上を図る。

#### イ 行動計画

- i 「神奈川県職員行動指針に基づいて行動する。」
  - 平成30年4月年度当初に神奈川県職員行動指針について周知・徹底する。
- ii 啓発資料を職員に配付し、日常的に注意喚起を行い教職員の意識の向上を図る。
  - 平成30年度年間を通して啓発資料を配付し、周知・徹底する。

### (2) セクハラ、わいせつ行為の防止

#### ア 目標

セクハラ・わいせつ行為を未然に防止する。

#### イ 行動計画

- i 職員に加え生徒に対しても、職員との適切な携帯電話・SNS等の使用に関する意識の啓発をする。
- ii 風通しのよい職場作りを推進し、日常的に職員同士がお互いに気づいたことを気兼ねなく指摘しあうことができる環境を作る。
  - 平成30年7月末までに、職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にしたセクハラわいせつ行為防止についての職員研修を実施する。
  - 平成30年12月末までに、所属教職員全員が参加する、人権意識の向上を内容とする職員研修を実施する。

### (3) 体罰、不適切指導、パワーハラスメントの防止

#### ア 目標

体罰・不適切指導・パワーハラスメントの発生を未然に防止する。

#### イ 行動計画

- i 職員啓発資料等をもとに体罰・不適切指導は行ってはならない行為であることの理解と意識を深め、心に寄り添う指導心掛ける。
- ii 生活指導・部活動指導等において、日常的に注意喚起を行い点検アンケート等実施し不祥事防止を図る。
  - 平成30年7月末までに、「体罰防止ガイドライン」など職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした部活動指導における体罰・不適切指導・についての職員研修を実施する。
  - 平成30年12月末までに、所属教職員全員が参加する、体罰、不適切指導、パワーハラスメントを内容とする点検アンケートの結果をもとに職員研修を実施する。

### (4) 成績処理及び進路関係書類の作成と取り扱いにかかる事故防止

#### ア 目標

成績処理及び進路関係書類の作成と取り扱いにかかる事故を未然に防止する。

#### イ 行動計画

- i 問題作成・採点・成績処理等の手順について確認するとともに、マニュアルに基づく点検の徹底を図る。
- ii 進路関係書類の管理、発行に当たり複数の教職員で点検を行う。
  - 平成30年5月末までに、職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした成績処理についての職員研修を実施する。
  - 平成30年9月末までに進路関係書類・発行についての所属教職員全員を対象にした職員研修を実施する。
  - 年間を通して成績処理・進路関係書類について日常的に注意喚起及び点検を行う。

### (5) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

#### ア 目標

個人情報の流出を適切に管理し、個人情報の流出を未然に防止する。

#### イ 行動計画

- i 情報セキュリティ点検を実施し、併せて個人情報保護・情報セキュリティについての意識の向上を図る。
  - 平成30年7月末までに、所属教職員全員を対象にした個人情報保護・情報セキュリティについての職員研修を実施する。

- ii 個人情報収集許可及び校外持ち出し許可手続きの徹底を図る。更に、情報保管・破棄について再確認を行う。
  - 平成30年12月末までに、テスト作成及び処理に係る事例と現状把握するとともに、個人情報の流出が起きないような作業手順とチェック体制を点検する。また、電話番号・メールアドレスの取り扱いについての点検を行い、所属教職員全員を対象にした不適切利用や個人情報流失など個人情報管理についての職員研修を実施する。

#### (6) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

##### ア 目標

交通事故の発生を未然に防止するとともに、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防止する。法令遵守を徹底する。

##### イ 行動計画

- i 過去の事例などの情報を提供し、交通事故の種類・原因についての認識を深める。
  - 平成30年7月末までに、所属教職員全員が参加する、交通事故防止についての意見交換等を内容とする職員研修を実施する。
- ii 飲酒の機会の増える時機を見計らって、職員全体に注意喚起を行い飲酒運転のみならず交通法規の遵守の徹底を図る。
  - 平成30年12月末までに、職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした飲酒運転・酒気帯び運転等の交通事故防止についての職員研修を実施する。

#### (7) 会計事務（私費会計、現金管理等）の適正執行

##### ア 目標

公費・私費の不適正処理を防止する。

##### イ 行動計画

- i 「私費会計事務処理の手引き」に基づき、公費・私費の適正な処理を行う。
- ii 部活動費は各部ごとに通帳管理を徹底するとともに迅速に適正な処理を行う。
  - 平成30年4月年度当初に会計担当者中心の研修を行う。あわせて所属教職員全員が参加する職員研修を行う。
  - 平成31年3～4月に年度末会計監査を実施する。
  - 10月末までに私費会計の中間監査、平成30年3月末までに私費会計の運用・帳簿・通帳管理の確認及び点検を実施する。

#### (8) 入学者決定業務における事故防止

##### ア 目標

入学者決定業務における事故を未然に防止する。

##### イ 行動計画

- i 「入学者決定業務要項」に基づいてシミュレーションを実施し、問題点の把握、担当者間での徹底した共通理解を図る。
- ii 採点・点検業務を事故なく遂行できる体制を整備しマニュアルに従って点検・確認を徹底して実施する。
  - 平成31年1月～2月を入学者決定業務に係る個人情報保護重点月間と定め、個人情報の流出が起きない作業手順とチェック体制を点検する。マニュアルに基づく職員研修を行う。
  - 平成31年1月～2月において日常的に業務内容の点検、進行管理の徹底を行い「ほう・れん・そう」を密にし、組織的な対応を徹底する。

### 3 検証

#### (1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成30年9月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年9月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

#### (2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成31年1月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成31年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

#### (3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成31年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成について教職員は自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む。）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成31年度における県立相模原中等教育学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

### 4 実施結果

3-(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、教育局行政課の求めに応じ、同課に送付する。

### 5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを計画・実施する